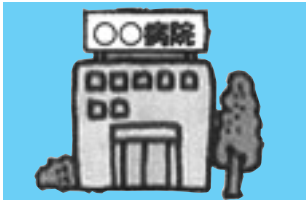


老人保健でお医者さんにかかる方へ

本年 4 月 1 日から 外 来 受 診 の 支 払 い 上 限 額 が 変 わ り ま し た

老人保健で診療を受ける場合、医療の 1 割または定額（1 日あたり）を医療機関に支払い、1 ヶ月の支払上限額が決められています。
本年 4 月 1 日からは、医療機関の窓口で支払う 1 ヶ月の上限額が変わることになりました。

		平成14年 3 月 31 日まで	平成14年 4 月 1 日から
定 率 制	ベッド数 200床以上の病院 	医療費の 1 割を負担 月額上限 5,000円 診療所や病院の外の薬局で薬 を受け取った場合の月額上限は、 医療機関・・・2,500円 薬 局・・・2,500円	医療費の 1 割を負担 月額上限 5,300円 診療所や病院の外の薬局で薬 を受け取った場合の月額上限は、 医療機関・・・2,650円 薬 局・・・2,650円
	診療所または ベッド数 200床未満の病院 	医療費の 1 割を負担 月額上限 3,000円 診療所や病院の外の薬局で薬 を受け取った場合の月額上限は、 医療機関・・・1,500円 薬 局・・・1,500円	医療費の 1 割を負担 月額上限 3,200円 診療所や病院の外の薬局で薬 を受け取った場合の月額上限は、 医療機関・・・1,600円 薬 局・・・1,600円
定 額 制	診 療 所 	1 日 800円 （月 4 回まで） 診療所や病院の外の薬局で薬 を受け取った場合は、薬局での支 払いはありません。	1 日 850円 （月 4 回まで） 診療所や病院の外の薬局で薬 を受け取った場合は、薬局での支 払いはありません。

お問い合わせ先 役場 町民課 老人保健係 ☎ (57) 1111 (内線 255 / 274)